第３号様式

令和７年度第８回船橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録

（令和８年３月２日作成）

１　開催日時

令和７年１２月１６日（火）　午前１０時００分～午前１１時５５分

２　開催場所

市役所本庁舎１１階　１１３会議室

３　出席者

⑴　委員

岡崎委員、青木委員、谷委員、田部井委員、坂井委員、鈴木委員

⑵ 担当課

（市民税課）金子市民税課長、七條市民税課長補佐

（デジタル行政推進課）林デジタル基盤係長、冨田副主査、塚原副主査

⑶ 事務局

大島総務法制課長、藤野総務法制課長補佐、細沼情報公開係長、宇野主任主事、津田主事、内田主事

４　欠席者

大川委員

５　議題　報告及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

・番号法 特定個人情報保護評価（個人住民税に関する事務）の第三者点検について【議題・公開】

・審査請求に係る審議について（船審 05-02）【議題・非公開】

審査請求に係る審議については、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第１３条に該当し、船橋市情報公開条例第２６条第１号に該当するため非公開。

６　傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

なし

７　決定事項

・個人住民税に関する事務に係る全項目評価書（素案）は、特定個人情報保護評価指針（令和７年７月１５日　個人情報保護員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断しました。

・審査請求に係る審議を行いました。

８　議事

○岡崎会長

現在のところ、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。本日は一部公開審議ですので、公開審議の途中で傍聴希望の方がいらっしゃいましたら、随時入室していただきます。

本日は、大川委員がご欠席ですが、その他の委員が出席されておりますので、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第２条第２項の規定により、当審査会は成立いたします。

本会議の会議録の署名は、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、本日の内容に入ります。

本日は、最初に番号法に係る特定個人情報保護評価の第三者点検について、市民税課が所管する「個人住民税に関する事務」について審議を行います。また、本日この案件について答申を行うことになりますので、答申書の内容についても審議を行います。

それでは、事務局から本日の流れについて説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、特定個人情報保護評価・全項目評価書の第三者点検の進め方について簡単にご説明させていただきます。

先ほど会長よりお話がありました「個人住民税に関する事務」については、過去に第三者点検を実施しておりますが、このたび、第三者点検を含めた評価の再実施が必要とされる重要な変更が生じることから、再度ご審議いただきます。

今回ご審議いただく全項目評価書の修正案につきましては、１０月１５日から１１月１７日まで意見募集としてパブリック・コメントを行いました。結果としましては、インデックス概要資料の２枚目のとおり、評価書の修正案とは関係のないご意見が１つ提出されております。

本日は、担当課の説明を受けた上でご審議をしていただき、答申をいただきたいと思っております。

評価の方法としましては、お手元にあります評価書案、それとインデックス評価指針の後ろのピンク色の付箋をつけております「特定個人情報保護評価指針第１０の１（２）に定める審査の観点における主な考慮事項」を突き合わせていただきながら、評価書の内容をご確認いただきたいと思っております。審査の観点における主な考慮事項の７ページの次のページ以降は、評価書の様式が左側に、それに関する審査の観点が右側にございます。

事務局からの本日の進め方に関する説明は以上になります。

○岡崎会長

以上のような流れで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、担当課である市民税課から改めてご説明をお願いいたします。

○市民税課

市民税課です。よろしくお願いいたします。

それでは、非常に長い文書なので、概要のほうを使って説明させていただきたいと思います。インデックスの概要資料をご覧ください。「「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の再評価について」でございます。

令和８年１月５日から開始されます個人住民税申告の電子化に伴い、特定個人情報保護評価書に変更が生じたため、「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」が再評価となりましたので、その概要についてご説明させていただきます。

「１．概要」でございます。特定個人情報保護評価制度について、改めてご説明いたします。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、情報漏えいなどのリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じることを宣言する手続でございます。また、保管場所の変更ですとか、情報の取扱いに重要な変更が生じた場合は、再評価を行うことが求められております。

本市の個人住民税に関する事務においては、法令に基づき、特定個人情報ファイルを保有していることから、特定個人情報保護評価書を作成して公表しているところでございます。

今般、令和８年１月より、全市区町村を宛先として、個人住民税の申告の電子化が開始されます。このことに伴い、デジタル庁が運営するマイナポータルを経由し、申告者の特定個人情報や課税情報等の申告データを船橋市で受信することとなります。この受信・管理方法の追加等は、個人住民税課税事務における特定個人情報の取扱いの重要な変更に該当いたします。本市の個人住民税の対象者は３０万人以上となっております。そのため、特定個人情報保護評価に関する規則第７条第１項に基づき、変更後の事務に対応した特定個人情報保護評価書を公示し、パブリック・コメントを行いました。

以上のことから、特定個人情報保護評価書について、規則第７条第４項の規定に基づき、ご審議をお願いするものでございます。

「２．パブリック・コメントの実施について」でございます。パブリック・コメントの実施については、次のとおり行いました。実施期間は１０月１５日から１１月１７日までの約１か月、閲覧方法、意見の提出方法は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、次に「３．パブリック・コメントの結果について」でございます。提出された意見は１件で、内容は横書きになっている別紙の「寄せられたご意見と本市の考え方」のとおりでございます。いただいた意見の主な内容でございますが、個人住民税の電子申告化には賛成である、ＡＩの活用は、作業時間、職員数全体のコストの削減につながり、船橋市政の運営を効率化するものである、ＡＩ導入に伴うセキュリティー対策は重要であるとのご意見でございました。このご意見に対する市の考え方は、デジタル化による行政サービスの向上は、税務行政においても今後検討が必要であると認識しています、また、電子化等の導入においてもセキュリティー対策は重要な要素として認識しています、他市等の先行事例も参考にしながら、費用対効果を検証し、検討していきたいという意見でございます。

いただいたパブリック・コメントにつきましては、意見としては承りますが、評価書の修正はございません。

「４．今後の予定」でございます。本日、当審査会でご審議いただき、令和８年１月から個人住民税申告の電子化の運用を開始したいと考えております。

次に、特定個人情報保護評価書の主な変更内容をご説明いたします。

もう１枚めくっていただいて、横書きの資料になります。Ａ４横の「特定個人情報保護評価書の再評価に係るパブリック･コメントの実施について」という資料をご覧ください。そして、お手数をかけてすみません、さらに３ページ目、主な変更箇所と図があるところをご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、「主な変更箇所」の下に、「個人住民税申告の電子化の概要及びイメージ図」というところがございますので、そちらの図をご覧ください。❶、まず市民の方が電子申告しますと、❷ｅＬＴＡＸを経由して、※１のマイナポータルの申請管理に保存されることとなります。市はこちらのほうにアクセスしますので、こちらへのアクセス方法や不正アクセスの防止対策などを追加するものでございます。

１枚めくっていただいて､次のページをご覧ください｡「全項目評価書変更点(一部抜粋)」でございます。非常に細かくて分かりにくいと思いますので、ここに書いてある内容を要約してご説明したいと思います。

ここに書いてある主な内容は、次のとおりでございます。

１つ目としましては、特定個人情報の入手方法の変更でございます。市民が個人住民税申告ポータルで行った申告情報を市のマイナポータル申請管理より受領するよう入手方法を追加いたします。

２番目、特定個人情報の管理方法の変更でございます。申告情報がマイナポータル申請管理に保存されるため、そこからの受領方法や受領したデータの管理方法を追加しており

ます。
　３つ目が、マイナポータルの申請管理の権限情報等の変更でございます。マイナポータルの申請管理にアクセスする際の不正アクセス防止対策等を追加しております。
　市民税課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○岡崎会長
　ありがとうございます。
　この修正案について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○谷委員
　谷です。マイナポータルの最後に説明していただいた部分で、漏えいのリスクというか、その点なんですけれども、マイナポータル申請管理と地方公共団体との間はＬＧＷＡＮ回線を用いた暗号化通信を行うという形ですが、これは船橋市独自ではなくて、全国共通のものなんですか。

○デジタル行政推進課
　デジタル行政推進課です。
　おっしゃるとおりでして、読み方は「エルジーワン」ですけれども、こちらは主に地方公共団体だけがつながっている閉じられた環境になっていますので、今回税務を扱うということで、閉じられたところを使って運用しますという話になっております。流れているデータも暗号化されているという形でございます。

○谷委員
　これは船橋市独自のシステムではなくて、全国の自治体皆さんがこれを採用するという形の理解でいいですか。

○デジタル行政推進課
　はい、そうです。

○岡崎会長
　独立しているというのは、インターネットにつながっていないという趣旨なんですよね。

○デジタル行政推進課

そうです。

○青木委員

すみません、僕も１点だけ。今の質問に関連することなんですけれども、当然専用という形で「独立した」とありますけれども、システムを入れ替えるときに、今まで使っていたオンラインというかＬＡＮに関してのハードウエア部分の接続や何かに残り込んでいたり、どこかを経由してまだつながっているみたいな、そこら辺のチェックは十分されているという理解でよろしいのでしょうか。

○デジタル行政推進課

ネットワーク、機械の構成図とかそういったものは管理した形で、入れ替えるときはそれでしっかりやっていますので、そういったところはないかと思います。

○青木委員

そうですか。時々そういうトラブルが。実は裏のほうでネットがつながってしまっていて、そこから情報が漏えいするという話があったので。

ありがとうございます。よく分かりました。

○岡崎会長

ほかに。

○坂井委員

坂井です。(「全項目評価書変更点（一部抜粋)」の「Ⅱファイルの概要」内）消去方法のところで、「ＬＧＷＡＮ接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する」ということですが、打ち出した紙はどこに行くのでしょうか。

○市民税課

打ち出した紙につきましては、申告書として、課税資料として市民税課のほうで入力して、保存をいたします。

○坂井委員

保存期間は決まっていますか。

○市民税課

保存期間は、文書管理に基づいて、５年、７年程度の保存になるのかなと。細かい区分はわかりませんが、保存いたします。

これも、もうちょっと先々になれば、紙を介さずに直接ダイレクトに取り込むことも。標準化との兼ね合いもあるのですが。今のところは、紙で打ち出して処理をしたいと思っています。

○坂井委員

それがイメージ図のところの❸の横の四角囲みに書いてあるやつですよね。

○市民税課

そうです。船橋市については、今のところ紙でということになっています。

○坂井委員

分かりました。ありがとうございます。

○田部井委員

今の点に関連して、紙自体は従前も管理されていたかと思うのですが、その管理の方法やセキュリティー対策については、特に変更点がないと伺ってよろしいですか。

○市民税課

そちらの紙については、従来どおり鍵のかかったロッカー等にしまうこと、あとは、市民税課自体がカウンターも全てシャッターがかかるようになっておりますので、そういった意味で、第三者への漏えい等を防ぐような処置はしております。

○岡崎会長

内容の話ではないのですが、確認です。先ほどの概要資料の裏側、「今後の予定」というところで、令和７年１２月に第三者点検が終わってから、「船橋市情報公開・個人情報保護委員会へ評価書提出」とあるのですけれども、これは国（個人情報保護委員会）の（誤りでしょうか)。

○事務局

国です。

○岡崎会長
国のですよね。船橋市ではなくて。

○事務局
そうです。すみません、気づかなかったです。

○岡崎会長
船橋市にあるわけではないんですね。分かりました。

○市民税課
これはうちのほうの間違いでございます。「情報公開・個人情報保護委員会へ評価書提出」ということになっておりますが、「個人情報保護委員会へ評価書提出」の誤りです。すみません、訂正をお願いいたします。

○岡崎会長
ほかにご質問、ご意見はありますでしょうか。
今、概要資料のところをお話ししていますけれども、もし評価書案のところも何かありましたら、そちらもご質問、ご意見等をお願いします。
よろしいでしょうか。評価書案の「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」の「４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託」で、５件ということで、５件全ての企業名が記載されているわけですよね。この企業を選ぶときには、どういった基準で選ぶとか、何か選定基準みたいなものはあるのでしょうか。今回に限ったことではないかもしれませんが。

○市民税課
４番の「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」ということでよろしいでしょうか。

○岡崎会長
そうです。委託事項が５件ということで書いてあって、委託先の会社名が一つ一つ書いてあるかと思うんですけれども、こういう委託先を選定する場合の何か基準とか注意点とか、そういうことがあるのかなと思いまして。

○市民税課

まず、１件目、株式会社ＲＫＫＣＳ、これはシステム会社でございますので、当然載ってきます。ほかのＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社とか株式会社日東テクノブレーンとかシティコンピュータ株式会社ですけれども、これにつきましては入札で業者を選定しておりますが、当然のごとく仕様に情報管理ということを付しまして入札を行うとともに、その後の仕様書でも情報管理について定めております。

○岡崎会長

リスク管理のところで、ちょっと見当たらないのですが、具体的な過去の、これは３年以内ですか、事故の概要が書いてあるところについて、該当箇所が見当たらずすみません。事故といいますか、「（別添３）変更箇所」というところに、放課後ルームで勤務するパート補助員が、メール送信のときにＢＣＣでやるべきところをそうでなくやってしまったとか、そういった事案が書いてあるかと思うんですけれども（変更日：令和７年８月１５日）。

○谷委員

（令和７年８月１５日変更のうち）「Ⅳ　その他のリスク対策」の前ですね。

○岡崎会長

Ⅲですね。Ⅲの最後です。ありがとうございます。

時々そういった事案が記載されているなという印象はあるのですが、読んでいて時期が全く分からないので、個人的には大まかな時期でも分かると読みやすいなと思ったのですが、これは具体的に令和何年何月とか、そういう記載はしない運用なのでしょうか。例えば、３年以内といっても、３年前ぎりぎりなのか最近なのかというところで認識が違うのかなと思いました。

Ⅲの最後ですね。

○谷委員

（「Ⅳ　その他のリスク対策」の１ページ前の）「過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」という項目のところに、私立保育園がランサムウェア攻撃を受けましたという報告があるのですが、３年以内であっても、これがつい最近の話なのか、ぎりぎり３年前なのか、令和何年なのかとか。

○岡崎会長

目安があると読みやすいなという程度の個人的な印象なんですけれども。

○事務局

事務局です。保育園のほうのサーバがランサムウェア攻撃を受けたという事案は、昨年度の話になります。

ここの記載については、総括している総務法制課と実際にＰＩＡを作成する課のほうで調整して記載はしているんですけれども、年月日までは書いていないというところになります。

○岡崎会長

一般的にほかの地方（公共団体）でも書いていない。

○事務局

（当市では）ほかのＰＩＡについても同じ記載をしております。

○岡崎会長

あったほうが私は読みやすいなと思いました。いつだろうと毎回気になるので。

○谷委員

令和何年何月ぐらいまであれば。

○岡崎会長

そうですね。特定しにくいケースもあるかもしれないので、その辺りが分かると、どれぐらいの頻度でというのが何となく分かりやすいなと。

○谷委員

①の後にすぐ②が起きたのかとか。

○岡崎会長

そうなんですよね。①のほうはランサムウェア攻撃を受けたと。

○谷委員

どうしようもない感じがしますね。②は本当にミスという感じですかね。

○岡崎会長

そうですね。もし大まかな時期を入れても全く差し支えないのであれば、次回からでもいいのですけれども、入れていただいたほうが読みやすいかなという程度です。

○事務局

承知しました。

○岡崎会長

それぐらいですかね。

ほかにご質問、ご意見は。

○青木委員

今のご質問にも関連するのですけれども、こういうリスク管理をする場合には、どういう頻度で起こっているのかはすごく大事なデータになると思います。リスクアセスメントをするときには、影響の大きさと、それから、こういう場合でもアクセスされたとか、事例が起こった頻度、これの掛け算で大体重篤度を測るので、そこはある程度許容されるリスクなのかそうではないのかというしきい値をきちんと決める意味でも、ぜひそういう情報は共有できるといいなと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

○岡崎会長

多分対策はこういう事故があった後にやっていると思いますけれども、それでも似たような事故が起こるとなると、対策が功を奏していない、何か改善が必要ではないかと再認識して対策を講ずる必要がある。そういった手がかりにもなるかと思いますので、可能であれば、ぜひとも時期を記載していただきたい。市民の方がこれを見たときにも、多分時期があったほうがイメージも分かりやすいかなと思います。

それ以外に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にこれ以上はございませんか。質問等がないようですので、答申書の作成のほうに移りたいと思います。

担当課の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。退席いただいて構いません。

（担当課　退室）

○岡崎会長

それでは、評価書修正案の内容が、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らして、適合性及び妥当性の双方を満たしているものかどうかを含め、答申の中身について協議したいと思います。

答申の内容についてですが、過去の第三者点検の答申書をベースに事務局が作成した答申書のたたき台が配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

事務局からの説明の前に、モニターを使って答申案を見ていただくのに、先にそちらをセットさせてください。

○岡崎会長

はい、お願いします。

○事務局

それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

○事務局

答申案は、昨年度、同事務について第三者点検をしていただき、答申したものをベースとしております。国から示されております審査の観点で記載のある適合性と妥当性について審査会で確認していただいたという内容になっておりますが、これに縛られずにご審議いただき、適宜修正していただければと思います。

評価書を新規作成した際には、適合性及び妥当性の一つ一つの項目について触れた形で答申を行いました。今回の第三者点検では、評価の再実施ということ、ほかの自治体の答申の状況等を踏まえまして、一つ一つの項目には触れず、指針の審査の観点に照らして適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると包括的に記載しております。

また、２としまして、審査会からの付言を前回は付しておりますが、この部分につきまして、今回どのようにするかということにつきましても、ご検討いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○岡崎会長

ありがとうございます。

では、内容の協議を行う前に、答申書のたたき台に各自目を通していただけますか。答申の案は、ピンクのファイルの一番最初のところにつづってあるものです。

（各自、資料を確認）

○岡崎会長

内容等について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ちょっと確認ですが、今回、令和８年１月から住民税申告の電子化を開始するに伴って、デジタル庁が運営しているマイナポータルを経由して申告データを受信するということですが、住民税の申告に関するもの以外に、既にマイナポータルを経由してデータを受信している事務はあるんですか。

○事務局

ぴったりサービスはたしかそうだったと思います。子育てとかそういったもので、いろいろな情報をマイナポータル上で一括してご自身のスマホからアクセスできて手続が進められるというものです。そういうものはたしか既に導入されております。

○岡崎会長

では、マイナポータルを介してというところ自体は初めてではなくて、ほかの事務でやっていると。

○事務局

初めてではないです。

○岡崎会長

このたたき台ですけれども、これに対して何か修正したほうがいいのではないかというようなご意見、その他はありますか。

ないようでしたら、このままでよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○岡崎会長

それでは、本件については、このたたき台の案の内容で答申するものとしたいと思います。答申書は事務局から実施機関に渡しておいてください。お願いします。

次は審査請求に係る審議を行いますが、ここで休憩を１０分程度取りたいと思います。あの時計で５５分までということでお願いします。

以下、非公開審議のため、会議録は公表しません。

９　資料・特記事項

別添のとおり

１０　問い合わせ先

総務部総務法制課情報公開係　　電話　０４７－４３６－２０６２